

第12次鳥獣保護管理事業計画（案）に係るパブリックコメントの回答（案）について

パブリックコメントの概要

1. 意見募集期間
平成29年1月17日（火）から2月15日（水）まで
2. 実施結果
ア 意見提出者数 3名（手紙0名 ファックス1名 Eメール2名）
（個人2名 団体1名）（県内3名 県外0名）
イ 延べ意見数 21件

第12次鳥獣保護管理事業計画（案）に対する意見

No.	パブコメ意見	回答（案）	区分※
1	水野小学校区の北部は定光寺の鳥獣保護区にかかっており、対策としての狩猟ができません。猟友会による有害鳥獣捕獲もわなの数に限りがあるため、対策してもらえない状況です。 計画案では、定光寺の鳥獣保護区は更新となっていますが、せめて住宅の接する区域内でも狩猟が可能になれば地域住民、子どもの安全安心につながるため、住宅地に隣接、住宅に繋がる道路周辺など区域を限定するなどしての解除を望みます。	水野地区のイノシシによる農林業被害及び生活被害等については、瀬戸市によりわなを設置する等有害鳥獣捕獲により住宅地への侵入防止を行っているところです。瀬戸市に確認したところ引き続き更なる捕獲を進めていくとのことです。	③
2	弥富野鳥園の生息環境を改善し、来園者が楽しめるようにするため、「冬季にカモ類が池を利用し池で越冬するように対策を実施する。日本庭園を有効利用し、野鳥の生息に適した環境に改良する。」という記載を追加すること。	弥富野鳥園の整備については、当面の課題となっている「野鳥の餌となる実のなる木の植樹、生息地が増えてきたカワウの対策を行うこと。」としており、まずは、この対応を進めていきます。 池の生息環境の改善については、指定管理者等と相談していきます。 また、日本庭園は、今後、周辺の間伐等を行い、野鳥の生息環境の整備に努めていきます。	③
3	「鳥獣保護区内での漁を規制し、県条例を制定するよう対策を講じる。」を追加すること。特に藤前干潟でシジミ漁をする人が増え、スズガモ、キンクロハジロの生態を攪乱する要因になっていることへの対策である。	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「法」）に基づく鳥獣保護区は、狩猟鳥獣の捕獲等を規制するものであるため、原案のとおりとします。 なお、藤前干潟鳥獣保護区は環境省が指定した鳥獣保護区であることから、御意見の行為については同省と情報共有していきます。	③
4	「被害防止の目的で捕獲等の対象となる狩猟鳥獣（ハシブトガラス、カワウ等）について、狩猟による捕獲等を積極的に活用する。」の文言を、「狩猟による捕獲等のみに頼らず非殺傷による忌避対策も積極的に活用する。」に変更すること。	環境省の定める狩猟鳥獣については、狩猟による捕獲等とともに被害を防ぐための忌避対策も有効であることから、次のとおり記載を修正します。 「被害防止の目的で捕獲等の対象となる狩猟鳥獣（ハシブトガラス、カワウ等）について、忌避対策に加えて、狩猟による捕獲等も積極的に活用する。」	①
5	ニホンジカについては第二種特定鳥獣管理計画を作成し、被害の防止や地域個体群の存続を図る。イノシシについては、豚やイノブタとの交雑個体は徹底的に排除する。	ニホンジカは、既に、第二種特定鳥獣管理計画を策定しており、今回新たな計画を本年度内に策定することとしています。 イノシシの交雑個体の対応については、新たな第二種特定鳥獣管理計画で対応します。	③
6	許可基準の設定で、許可しない場合の基本的考え方において、「捕獲又は採取等に際し、タカ類を含む猛禽類等を用いる場合。」を追加すること。	捕獲許可に当たっては、法及び「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」「（以下「国の指針」）等に基づき許可基準を定めておりますので、原案のとおりとします。	③
7	わなの構造に関する基準について、くくりわな及びとらばさみは対象外の動物や人間に対して非常に危険であり、効果も低いので原則使用禁止にすべきである。	とらばさみについては、国の指針に基づき、安全確保が図られ、やむを得ない事由が認められる場合に限定していることから、原案のとおりとします。	③
8	「狩猟鳥獣、アオサギ、ダイサギ、コサギ、トビ、カワラバト、タイワンシロガシラ、ウソ、オナガ、ニホンザル、マングース及びノヤギは市町村へ許可権限を事務委譲している。」の記述があるが、安易に市町村が捕獲許可を出さないようにするため、アオサギ、ダイサギ、コサギ、トビ、カワラバト、タイワンシロガシラ、ウソ、オナガを除外すべきである。また、愛知県にはタイワンシロガシラ、オナガは生息していない。		③
9	被害（予察を含む）の防止の目的での基本的考え方について、「原則として被害防除対策によっても被害が防止できないと認められるときに行う。」を、「被害防除対策によっても被害が防止できないと認められるときに限って行う。」と変更し、さらに次の文言を追加すること。 「予察捕獲で捕獲された野鳥の殺処分することは認めない。弥富野鳥園等の適切な施設で一旦保護飼育し、その後、生物多様性教育のために学校等で飼育移管して有効利用することに努める。」	被害については、地域の実情に合わせた対応が必要であることから、原案のとおりとします また、予察とは、被害防止対策の捕獲では十分な対策が行えないため、対象地域において被害の実績があり、常時強い害性が認められている種を対象に選定し、被害発生予察表の鳥獣を対象としています。 このため、予察で捕獲した鳥獣は、今後の被害を与えるおそれがある有害鳥獣と認められるため、原案のとおりとします。	③
10	鳥獣による被害発生予察表で、加害鳥獣名にハシボソガラスとハシブトガラスが同じ枠内でひとくくりされているが、生態も習性も異なるれっきとした別種なのでこれを分けるべきである。	ハシボソガラスとハシブトガラスは、生息環境が同じであり、に被害農林水産物等、被害発生時期及び被害発生地域が同一のため、同一枠内で記載しております。このため、原案のとおりとします。	③
11	ハシボソガラスとハシブトガラスに記載の「ゴミの散乱」「人への危害」については、人で対策をとれるし、人が作り出した問題でもある。また、「いたずら」についてもあいまいな表現であるため、これらの3つの項目に関しては削除すべきである。	「ゴミの散乱」については、被害農林水産物等の中に生活環境への被害も含まれているため記載しております。なお、「人への危害」「いたずら」については、その発生状況の頻度を踏まえて、記載を削除します。 あわせて、第11表も修正します。	①

No.	パブコメ意見	回答(案)	区分*
12	ヒヨドリの被害農林水産物等の欄に、稲、芋類、豆類、とあるが、ヒヨドリは本当にこれらを食べているのか。同じく、ゴミの散乱とあるが、いかなるデータに基づくものか。いずれも除外すべきである。同じく、騒音とあるが、野鳥の鳴き声は自然界には存在する音のため、予察捕獲の要因から除外すべきである。	芋類については、農業被害が把握されていないため、削除します。また、ゴミの散乱はその被害が大きくなり、騒音についても自然界の音のため、削除します。 あわせて、第11表も修正します。	①
13	ムクドリの被害農林水産物等の欄に、ゴミの散乱とあるがいかなるデータに基づくものか。除外すべきである。同じく、稲、麦、果樹類、豆類、野菜類とあるが、ムクドリは農作物に付く害虫を食べている益鳥であることを記載すべきである。騒音とあるが、自然界に存在して当然の音であり、予察捕獲の要因から除外すべきである。	稲及び麦類については、農業被害が把握されていないため、削除します。 また、ゴミの散乱はその被害が大きくなり、騒音についても自然界の音のため、削除します。 あわせて、第11表も修正します。	①
14	キジバトの被害農林水産物等の欄に、ゴミの散乱とあるが、ゴミの散乱問題を起こさないため、除外すべきである。同じく、騒音について、キジバトの鳴き声は自然界に存在して当然の音であり、予察捕獲の要因から除外すべきである。	ゴミの散乱はその被害が大きくなり、騒音についても自然界の音のため、削除します。 あわせて、第11表も修正します。	①
15	スズメの被害農林水産物等の欄に、糞害とあるがスズメの糞の大きさは直径1～2センチであり甚大な被害を人の生活に及ぼさないため、除外すべきである。また、スズメもムクドリと同様に農作物につく害虫を食べてくれる益鳥でもあることを記載すべきである。	糞害の被害は大きくないため、削除します。 あわせて、第11表も修正します。 スズメが害虫を食べる益鳥であるという記載については、生態等に関する内容となるため、原案のとおりとします。	①
16	カルガモの被害農林水産物等の欄に、果樹類、野菜類とあるがカルガモはこれらを食べない。同じく、ゴミの散乱とあるが、ゴミの散乱問題を起こさないため、除外すべきである。同じく、騒音とあるが、カルガモの鳴き声は自然界に存在して当然の音であり、予察捕獲の要因から除外すべきである。	果樹類については、農業被害が把握されていないため、削除します。 また、ゴミの散乱はその被害が大きくなり、騒音についても自然界の音のため、削除します。 あわせて、第11表も修正します。	①
17	カワウの被害農林水産物等の欄に、果樹類、芋類、豆類、野菜類、穀物とあるが、カワウは完全な魚食性であり、これらを食べないため、除外すべきである。同じく、糞害とあるが、もともとカワウの糞は肥料として人間に重宝されていた歴史があるため、注意書きで「カワウの糞は肥料として長い間、人の役に立ってきた。」と記載すべきである。	果樹類、芋類、豆類、野菜類及び穀物については、農業被害が把握されていないため、削除します。糞害については、生活環境への被害のため記載しているものです。 あわせて、第11表も修正します。 「カワウの糞は肥料として長い間、人の役に立ってきた。」の記載については、カワウの生態等に関するものであるため、原案のとおりとします。	①
18	被害の防止の目的での捕獲についての許可基準の設定で、次の下線部分を追加すること。理由は安易に捕獲することを避けるためである。 「鳥獣による生活環境、農林水産業または生態系に係る被害(予察を含む)の防止の目的での許可に当たっては、被害の実態を十分に調査するとともに、捕獲以外の方法による被害防止方法を検討及び実施したうえで許可するなど、慎重に取り扱う。予察の目的での許可に当たっては常時捕獲を行い、生態数を低下させる必要があるほど強い害性が認められる場合のみ <u>第三者機関と協議のうえ許可する。</u> 」	次のとおり記載を修正します。 「鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害(予察を含む)の防止の目的での許可に当たっては、被害の実態を十分に調査するとともに、捕獲以外の方法による被害防止方法を検討または実施したうえで許可するなど、慎重に取り扱う。予察の目的での許可にあたっては、常時捕獲を行い、生態数を低下させる必要があるほど強い害性が認められる場合のみ許可する。」 なお、第三者機関との協議は鳥獣保護管理法に定める許可の要件として定められていないため、原案のとおりとします。	③
19	カモ類は具体的な種名ごとに、羽数を表記すべき。また、「その他鳥類」はどんな鳥類を指すのか。表にあるもの以外、想定できない。想定できる、あるいは過去に例がある場合はその種について明記すべき。明記できないならば除外すべきである。	カモ類については、(狩猟鳥獣に限る)の記載を追記します。 その他鳥類については、アオサギ、ダイサギ、コサギ、トビ、ウソを追加し、(希少鳥獣は除く)(P.8参照)を追記したうえで、「当該事例ごとに判断する。」を追記します。	①
20	②について、次の下線部を追加すること。 「② 平成元年度の装着許可証(足環装着)導入以前から更新されている、 <u>10年以上にわたって更新されている等の長期更新個体</u> については、羽毛の光沢や虹彩色、行動の敏捷性、及び写真撮影の記録確認等により高齢個体の特徴を視認すること等により、個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認した上で更新を行うこと。」	違法な飼養を確認する目的から、御意見のとおり文章を修正します。	①
21	(4)野鳥の森等の整備について、次の下線部分を追加すること。 「探鳥会の開催等により県民が鳥獣を観察し、鳥獣の生態等を知る喜びを体得することができるよう、鳥獣保護区内の野鳥等の観察に適する場所に「野鳥の森」や水鳥の観察施設等を整備するよう <u>実効力のある会議体を組織して定期的に会合を行う。各自治体に最低1か所は「野鳥の森」や水鳥の観察施設等を整備するよう努める。</u> 」	野鳥の森等の整備については、市町村等と機会をとらえた意見交換を行うなどして、地域の実情に応じた整備方針及び手法を検討していくため、原案のとおりとします。	③

※区分：①意見に従って計画(案)の修正をするもの
 ②事業の実施段階で対応するもの
 ③意見に対する県の方針を示したもの
 ④計画(案)への反映が困難と考えられるもの
 ⑤計画(案)に記載のあるもの